

被災地における福祉・介護人材確保事業

新規採用職員及び中堅介護職員就職支援金交付要領

(目的)

第1 この交付要領は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域等において従事する介護人材不足に対応するため、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する新規採用職員及び中堅介護職員就職支援金（以下「就職支援金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この交付要領において、次の用語を定義する。

(1) 福島県相双地域等

相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市及び田村市（以下「福島県相双地域等」という。）をいう。

(2) 介護保険施設等

福島県相双地域等に所在する（東日本大震災により被災して以降、一時的に福島県相双地域等の区域外で運営している場合を含む。）、介護保険法に規定する介護保険施設、（介護予防）居宅サービス事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設その他県社協会長が適当と認める事業所をいう。

(実施主体)

第3 この就職支援金の交付は、県社協が実施する。

2 県社協は、就職支援金の交付事務を処理するにあたり、第2により規定する介護保険施設等と緊密な連携を図るよう努める。

(交付対象者及び交付内容)

第4 就職支援金の交付対象者は、次の（1）又は（2）の要件を満たし、福島県相双地域等における介護保険施設等で介護等の業務に6か月以上就労した者に、1回限り交付する。

ただし、福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業において、新規採用職員就労支援金又は中堅介護職員就労支援金を支給した者は除く。

(1) 新規採用職員

介護保険施設等に新規に常勤雇用された者で、「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の貸与」を受けていない者に対し、100,000円交付する。

(2) 中堅介護職員

介護保険施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員を有し、新規に常勤雇用された者で、「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の貸与」を受けていない者に対し、200,000円交付する。

(業務従事期間の計算)

第5 前項における福島県相双地域等における介護保険施設等で介護等の業務に6か月以上就労する期間の計算は、介護等の業務等に従事した日から当該業務従事期間を証明する日までの期間とする。

ただし、災害、本人の疾病・負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は、当該業務従事期間には算入しない。

(交付対象者の募集人数)

第6 交付対象者は、予算の範囲内において募集する。

(就職支援金の申請)

第7 就職支援金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を社会福祉法人福島県社会福祉協議会長(以下「県社協会長」という。)に提出する。

- (1) 就職支援金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)
- (2) 申請者本人の確認ができる書類(運転免許証又はマイナンバーカード等の写し)
- (3) 労働条件通知書の写し
- (4) 採用時の履歴書の写し
- (5) 有する資格証明書の写し(中堅介護職員就職支援金を申請する場合のみ)

(就職支援金の交付決定)

第8 県社協会長は、第7の規定により申請があったときは、その内容を審査した上で就職支援金交付の可否を決定し、就職支援金交付(決定・不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(決定内容の変更・中止)

第9 第8の規定により就職支援金の交付決定を受けた申請者は、決定内容を変更又は中止するときは、就職支援金交付決定内容変更(中止)申請書(様式第4号)を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の規定による交付決定内容の変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査した上で決定内容の変更又は取消を行い、交付決定内容変更通知書(様式第5号)又は交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(就職支援金の請求)

第10 就職支援金の交付決定を受けた者は、就労期間が6ヶ月を経過した日から起算して10日以内に、就職支援金交付請求書(様式第7号)及び在職証明書(様式第8号)を県社協会長に提出する。

(就職支援金の交付)

第11 県社協会長は、第10の規定により就職支援金の請求があったときは、その内容を審査した上で就職支援金の交付を確定し、就職支援金送金通知書(様式第9号)により申請者に通知する。

(交付決定の取消等)

第12 県社協会長は、就職支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した就職支援金がある場合には、その全部の返還を命じるものとする。

- (1) 就職支援金交付の要件を満たさなかったとき。
- (2) 就職支援金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 本要領の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により就職支援金の交付を受けたとき。
- (5) その他就職支援金の交付決定を取り消し、又は就職支援金を返還させることが適当と認められるとき。

(その他)

第 13 県社協会長は、この要領に定めるもののほか、就職支援金の交付の目的を達成するため、申請者又は所属する介護保険施設等の長から必要に応じて書類の提出又は報告を求めることができる。

2 この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。